

「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」に対する趣旨説明質疑

立憲民主党 神谷 裕

立憲民主党の神谷裕でございます。

私はただいま議題となりました食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対し、立憲民主党・無所属を代表し、質問を致します。

この法案は1999年に制定された農業の憲法とも言うべき大切な法律の四半世紀ぶりの大改正です。この四半世紀の間、我が国農業・農村を取り巻く様々な状況の変化があり、それが今回の法改正の所以となったところではありますが、何より情けないのは、この農業の憲法とも言うべき大切な法律を、政治の信頼が大いに揺らいでいる中で審議しなければいけない事です。

総理、言うまでも無く政治の信頼を取り戻すには実態の解明が何よりです。

先般は、裏金議員の「処分」についてもお話になりましたが、実態が分からずに処分等、出来るはずもありません。よもや「処分」を行う事でこの問題は終わったと幕引きにされるとは思いませんが、重要なのは裏金問題によって地に落ちた政治への信頼の回復です。政倫審によっても多くの国民は、実態の解明は出来ていないとお感じのようです。処分をお急ぎの様ですから、なるべく早く予算委員会での証人喚問や政倫審等、「あらゆる場」での説明をお願い致します。党内での更なる調査とも聞きますが、お手盛りでは国民の納得を得るのは困難です。

与党の一角である公明党の山口代表は、昨年12月17日にTikTokで「同じ穴のムジナとは見られたくないです」と発言をしました。しかしながら、公明党は、政倫審への裏金議員の出席申し立てについて、昨日行われた立憲民主党との協議において「政倫審に説明に来てほしい議員はもういない」と反対したため、政倫審での申し立てができなくなりました。山口代表は、「同じムジナ」でないとはいいましたが、これでは結果的には「同じムジナ」ではないですか。これでは、公明党は

言行不一致と言わざるを得ません。

さて、「食料・農業・農村基本法」の改正です。

今回は25年振りの初めての改正となります。

今回の基本法改正にあたり立憲民主党においては充実した論議に向けて、有識者、団体、農業者など、現場にも出向き、広く意見を伺い、議論を重ねて参りました。基本法となれば当然にして国民の理解、わけても農業者の理解と合意が不可欠です。

その為にも法案審議において広く地域に出向き、また与野党の総意による合意形成に向けて、精一杯尽力いただくよう政府与党には求めたいと思います。

そのような中で現行基本法を制定した1999年においては、旧基本法を廃止し、現行基本法を新たに立てる事になりました。我が国内外を巡る様々な状況の変化が、今回の改正の所以と云われますが、一部改正でお茶を濁し、既存の施策をこれまで同様続けていくだけでは今の農業・農村の情勢は改善するとは思えません。前回は新法を立て、今回は法改正で対応することとした理由についてまずは総理にお伺いしたいと思います。

さて、今般の改正にあたり、現行基本法が求める様々な目標が達成できなかった失敗はやはり総括すべきであると考えます。

特に、基本法が求める食料安定供給の確保に対する食料自給率の低下という失敗。農業の有する多面的機能の発揮に対する耕作放棄地の拡大という失敗。農村の振興に対する農家経営の減少と農村人口の減少という失敗等については、真剣な分析と評価、そして言い訳のような答弁では無く、政策の大胆な変更が必要だと考えます。既存の政策の延長では今の下向きのトレンドを変えることが出来ないのは明白です。今回の基本法の見直しを契機として、これらの課題を実現する為に抜本的に政策を見直す考えがあるのか総理の見解を伺います。

食料安全保障について伺います。

食料の安定供給の確保と不測時の食料安全保障について、今般新たに法律を立てると提案されています。非常時の際の行動を平時に準備しておくことには理解をするものの、一足飛びに「計画を出さなければ罰金」と言う事には農村現場からも怒りと反発の声が上がっております。非常時に流通などの売り惜しみ、在庫状況の確認をしたいとの思いもあるようですが、全ての生産者に罰金を課すのか、敢えて生産者にまで罰金を課す事について総理はどのように考えているのか伺います。

不測時ばかりでなく、平時において国民が安心して食生活を送れるよう国内農業生産の増大を図る事は極めて重要です。これに輸出、輸入及び備蓄を適切に組み合わせて食料安全保障を実行ならしめると政府もお考えのようですが、国際環境の変化や為替リスク、いざと言う時の自国優先の考え方など、食料の確保を輸入等、海外に過度に依存していく事は厳に慎むべきであると考えます。  
総理のお考えを伺います。

食料安全保障を実効ならしめるには、まずは国内農業生産の増大が必要であり、その為には基盤となるべき農地の確保、農業者の経営を維持・発展させる必要があります。いかにしてこれを実効ならしめるかが極めて重要となって参りますが、既存の施策に加え「適正価格の実現」が、この度打ち出されました。資材等の高騰で、価格の上昇が必要な生産者の「適正価格」と、家計の厳しい中で安価な食料品を求めている消費者の「適正価格」を、市場原理だけで解決する事は極めて困難です。だからこそ、「価格は市場で、所得は政策で」という切り分ける考え方が生まれ、「戸別所得補償政策」が必要だと私たちは提案しています。よしんば今回の施策を通じ、市場における適正な価格形成が実現したとしても、再生産を可能とする所得水準に見合う価格が実現する保証はありません。先行例であるフランスにおける「エガリム法」などは、農業経営支援策としては不十分との評価もあり、直接所得補償が加わって、農業農村の維持が実現されているとの評価があることを率直に受け止めるべきであると考えます。再生産可能な価格の実現は当然に追い求めるにしても「農業者戸別所得補償」などの直接支払いも併せて実施するべきであると考えますが総理のお考えを伺います。

また、農業の基盤が農地、農業者である事に鑑み、新たに農地を維持し、農地として活用する事を念頭に、面積に着目した直接支払い等を「食料安全保障支払い」として実施すべきであると提案します。総理のお考えを伺います

非常時の食料確保に加え、貧困などの経済的な事情や過疎地での買い物難民等、平時でも健康的で十分な食料へのアクセスが困難な事象に対応していく事は重要な事です。国民の健康な食生活を補償するため、フードバンクや子ども食堂などの活動を積極的に位置付け、支援を強化していくべきであると考えます。また重要な食育の場である学校給食の無償化を実現、給食での地域の農産物の活用、有機食品の活用を積極的に進めるべきであると考えますが総理のお考えを伺います。

これまでの基本法では「効率的かつ安定的な農業経営」が農地の大部分を保有する「望ましい農業構造」を実現することを目標に、「大規模専業経営＝労働生産性の向上＝農業の成長産業化」を目指すことに政策の重点を置いてきました。しかし、大規模化が進んだ北海道を見ても規模に応じた機械投資や資材への投資、更には人的投資等が応分に必要となり、一方では作物価格が伸びないなかで、これらのモデルでは持続可能な経営が実現出来ているとは直ちに言えない事が明確になってきていると考えます。農地の集積を進めた結果、農村集落での営みが維持できなくなりつつあり、また大規模農家の離農に際して、農地の大きさゆえに近隣農家が残った農地を引き受ける事も難しくなっております。中小家族経営等、農村集落において多様な経営体が存在する事が重要であって、成長産業化という文脈から離れた農業経営の安定化策の構築・強化を図るべきであると考えますが、総理のお考えをお聞きします。

国内農産物に対する消費者ニーズが堅調であり、輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、飼料作物について、国内生産の増大を積極的にはかっていく事は重要です。しかし、だからといって優れた生産装置である水田の畑地化をいたずらに進めるのは問題があると考えています。アジアモンスーン地帯に位置する我が国にとって水田という生産装置を維持することの食料安全保

障上の意味は極めて重要であります。

一方で米の消費が年々減少する中で、他のニーズのある作物に切り替えていく事も必要な事ではありますが、このために重要な役割を果たしてきた「水田活用直接支払交付金」は、その見直し以降、未だに農村現場には農地の売買や土地改良等、多くの混乱が見られ、特に中山間地などの条件不利地においては、畑地化支援を手切れ金代わりに離農するような兆しも見えております。

水田活用直接支払交付金は、主食用米以外の作物を作り、主食用米並みの所得を確保し、農業経営を維持していくという上で重要な役割を果たしており、農家からも支持されている政策です。先ずは見直しによる混乱の收拾、併せてこの制度を安定させるためにも法制化すべきであると考えますが総理のお考えを伺います。

現行基本法にも自給率の向上、農地の維持・確保、農業者の維持と経営の安定がうたわれております。ただ法律に目標を書けばそれで良いというわけではありません。当然法に書かれた目的を本気で実現していただかなければなりません。

同じ安全保障でも、防衛予算は、大きく伸びているのに対し、食料安全保障に対する予算が伸び悩む様では政府の本気が問われる事になると思います。残念ながら農林水産省予算は伸びているとは申せません。

農林水産業は地方の基幹産業であり、農林水産予算は地方経済にとっても極めて重要な意味があると思っています。

25年振りの初めての改正となる今回の改正を経て、今から25年後、我が国農業・農村が今よりも疲弊する事となれば今回の改正が失敗であった事を意味します。

25年後、総理はこの基本法の改正を経て、自給率は向上し、農地は維持され、農業者も維持、増大するとお約束いただけるのか、お伺いして質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。